

変更届出等に必要な添付書類 <移動支援事業>

1. 指定事項の変更について

■変更届の提出について

・指定内容に変更が生じた場合は、変更が生じてから 10 日以内（場所・定員・職員数の変更の場合は事前）に提出してください。

■提出方法

・郵送又は直接障がい事業課まで持参してください。

■提出に必要な書類

(1) (市長あて) 浦安市障がい者等移動支援事業者指定申請事項変更届 (第8号様式)

(2) (県知事あて) 障害福祉サービス事業等開始・変更・再開届 (参考様式第1号)

(3) (県知事あて) 付表

(4) 添付書類 ※下記1～11の該当する変更する事項ごとに異なります。

※写しとなる書類には、必ず法人代表者名・登録印鑑にて原本証明を行ってください。

変更する事項		添付書類	留意点
1	事業所の名称	・運営規程	
2	事業所の所在地	・運営規程 ・平面図…①	・左記①は利用の相談や受け付けで使用しているスペースが確認できるもの
3	申請者(法人等)の名称 申請者(法人等)の所在地	・事業者の定款等 (履歴事項全部証明書など) ・口座登録依頼書…①	・ただし、法人の種類の変更の場合は、新規申請となります。 (例：有限会社から株式会社への変更等) ・左記①は「口座登録依頼書」を使ってください。
4	申請者(法人等)の代表者の氏名及び住所	・事業者の定款等及び登記事項証明書 (履歴事項全部証明書など) ・口座登録依頼書…①	・左記①は「口座登録依頼書」を使ってください。
5	管理者の氏名及び住所	・事業所の管理者の経歴書…① ・事業所の職員名簿…② ・勤務形態が確認できるもの (勤務形態一覧表等) …③	・左記①は「(参考様式1) 管理者の経歴書」を使用してください。 ・左記②は「(参考様式2) 職員名簿」を使用してください。 ・左記③は「(参考様式3) 勤務体制及び勤務形態一覧表」を使用してください。
6	サービス提供責任者の氏名及び住所	・事業所の職員名簿…① ・勤務形態が確認できるもの (勤務形態一覧表等) …② ・資格を証する書類 (写し) ・運営規程…③	・氏名及び住所の変更については、その内容により必要添付書類を左記より選択して下さい。 ・左記①は「(参考様式2) 職員名簿」を使用してください。 ・左記②は「(参考様式3) 勤務体制及び勤務形態一覧表」を使用してください。 ・左記③はサービス提供責任者の人数に増減があった場合のみ

変更する事項		添付書類	留意点
7	主たる対象者	・運営規程	
8	運営規程 ①営業日・営業時間 サービス提供日 サービス提供時間 ②通常の事業の実施地域 ③利用料金 ④サービス提供責任者の増減 ⑤従業者の増減 ⑥上記以外の事項	・運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届に運営規程の変更前、変更後の内容を記載してください。 ・従業者の増減については、「9. 従業者」を参照してください。
9	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の職員名簿…① ・勤務形態が確認できるもの（勤務体制及び勤務形態一覧表等）…② ・各養成研修終了証（写し） ≪従業者の人数に増減がある場合≫ ・運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員の変更があった場合はその都度届け出てください。 ・非常勤職員の変更については、年一度の届け出で構いません。 ・左記①は「(参考様式2)職員名簿」を使用してください。 ・左記②は「(参考様式3)勤務体制及び勤務形態一覧表」を使用してください。
10	口座名義・番号	・口座登録依頼書…①	・左記①は「口座登録依頼書」を使ってください。
11	その他	変更内容によって、提出いただく書類が異なりますのでご相談ください。	

※変更の内容及び状況により、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

2. 辞退（廃止届）について

事業を辞退（廃止）する場合は、以下の書類を提出してください。

- ・「(市長あて) 浦安市障がい者等移動支援事業者指定辞退届（第9号様式）」
- ・「(県知事あて) (参考様式第3号) 廃止・休止届」

3. その他

- ・各様式は市ホームページからダウンロードできます。
- ・ご不明な点については障がい事業課までお問い合わせください。

問合せ・提出先

〒279-8501

浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市 障がい事業課 障がい事業係

電話 047-712-6397

FAX 047-355-1294

メール shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp